

未熟児の養育医療給付制度のご案内

ID 1001181

未熟児の養育医療給付制度とは、身体の発育が未熟のまま出生し、出生直後から継続して入院養育が必要であると医師から認められたご入院中の赤ちゃんに対してその治療に必要な医療費を公費で負担する制度です。申請先は中保健センターです。詳しくは、中保健センター(☎ 72-1121)へお問い合わせください。



給付対象者	一宮市に住所を有する1歳の誕生日の前々日までの未熟児で、次に掲げるいずれかに該当し、医師が入院養育を必要と認めたもの (1) 出生時体重2,000グラム以下のもの (2) 生活能力が特に薄弱で、医師が入院養育を必要と認めたもの
対象医療機関	養育医療機関として指定を受けている病院 (指定養育医療機関については、中保健センターへお問い合わせください。)
給付の内容	入院医療費のうち、保険対象の治療費と食事療養費（ミルク代）が給付対象となります。保険対象外の検査・治療費、差額ベッド代、おむつ代は対象となりません。
子ども医療費助成制度との違い	・養育医療給付制度……………保険対象の治療費と食事療養費（ミルク代）が対象 ・子ども医療費助成制度……………保険対象の治療費が対象 ※両方の制度に該当する場合、養育医療給付制度が優先されます。
制度利用にかかる自己負担金	養育医療給付制度を利用すると、その世帯の所得税額等に応じて自己負担金を支払っていただることになります。ただし、この自己負担金は子ども医療費助成制度の対象となるため、申請して払い戻しを受けることができます。
申請方法	申請には、指定養育医療機関の医師が作成した意見書、所得税額を証明する書類等が必要となります。申請書類は中保健センターで説明のうえお渡しします。なお、 <u>申請できる期間はお子さんが入院中に限られます</u> ので、速やかに申請してください。
利用方法	申請後、市から送付される「養育医療券」を医療機関へ提示してください。

休日・夜間急病診療所からのお知らせ 3月31日をもって、外科の診療を終了します

平成31年3月31日をもちまして、休日診療で行っていた外科の診療を終了します。
4月1日からの診療については次のとおりです。

名称	一宮市休日・夜間急病診療所
住所	一宮市貴船町3丁目2番地 一宮市医師会館・中保健センター 1階
診療科目	内科・小児科
受付時間	●平日夜間（月～金曜日〈祝日・年末年始を除く〉） 午後7時45分～10時30分 ●休日（日曜日・祝日・年末年始12/30～1/3） 午前9時15分～11時30分、午後1時～4時30分
電話番号	☎71-2766（カーナビは『一宮市医師会館』☎0586-71-7531で検索） 受付時間以外は電話がつながりませんのでご注意ください。

※天候により休診となる場合があります。受付時間内に電話でお問い合わせください。

※「救急医療情報センター☎72-1133(24時間365日体制)」で、緊急時の医療機関の案内をしています。
※症状に応じて、二次救急医療機関へ紹介する場合があります。